

# 令和8年度 利用調整基準表

利用調整基準(選考基準)は、基準点 + 調整点 (+優先順位)で構成する。

## 1. 基準点

### 【基準点の決め方】

①原則: 保護者(父母)の各保育事由に照らした点数のうち低い方を基準点とする。

例: (父)就労で20点 (母)就労で16点 → 母の16点を基準点として採用

②例外: 保護者(父母)のいずれかの点数が25点の場合、基準点は25点とする。

例: (父)就労で20点 (母)妊娠・出産で25点 → 母の25点を基準点として採用

保育事由(保育の利用を必要とする事由)			点数	期間 限定 入所 (※4)
就労	外勤 自営業(居宅外)	月160時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	20	
		月140時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	18	
		月120時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	16	
		月80時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	12	
		月64時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	8	
	自営業(居宅内) 内職	月160時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	16	
		月140時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	14	
		月120時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	12	
		月80時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	8	
		月64時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	4	
出産	出産(出産予定日の前後3か月程度)(※1)	25	●	
疾病	病気・けがの場合	1か月以上の入院または常時病臥(退院日の属する月の末日まで)	25	●
		疾病・負傷により保育が不可能	20	
		疾病・負傷により保育が困難	12	
障がい	障がいをもっている場合	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A	25	
		身体障害者手帳3級・療育手帳B1・精神障害者保健福祉手帳	20	
		身体障害者手帳4～6級・療育手帳B2	16	
		上記以外の障がい保育が困難	12	
介護 看護	親族の入院のため常時介護又は看護している(退院日の属する月の末日まで)		25	●
	長期間同居の親族を常時介護又は看護している		20	
療育	きょうだいが療育施設等に親子通園している場合		20	
災害 復旧	災害復旧に従事		20	
求職 活動	求職中の場合	ひとり親家庭又は交野市でひとり親家庭相当の場合(※2)	10	
		生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)・生計中心者の失業(自己都合は除く)による求職の場合	10	
		上記以外の場合	1	
就学	就学している場合		(※3)	
特例	上記以外の事由で、家庭での保育が困難であると市長が認める場合			

※1 原則、出産予定日の前6週の日が属する月の初日から、出産予定日の後8週の日が属する月の末日までの間で3か月程度とする。

※2 交野市でひとり親家庭相当とは、離婚はしていないが交野市で児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療証の交付を受けている者のこと。(調整点及び優先順位においても同様)

※3 就学している場合の点数は、就労(外勤)の時間区分に準じるものとする。

※4 期間限定入所欄に「●」がある事由で入所した場合は、入所期間経過後は原則として退園となる。引き続き入所したい場合は、別途入所申込し、改めて入所選考に参加することが必要。

## 2. 調整点

世帯の状況により、基準点以下表の調整点を加減する。

世帯の状況	点数			備考	適用が保護者の任意であるもの
	新規(入園前)	転園(入園後)	備考		
1 保護者が保育士の資格を有しており、かつ、交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設において、保育士として月120時間以上就労している又は就労することが内定している場合(月64時間以上120時間未満の就労の場合は+10点とする)	+20 (+10)	+20 (+10)	※1	●	
2 小規模保育施設等の卒園時		+10	※2		
3 広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合(3歳児への進級時には、小規模保育施設等の卒園時と同様に調整点+10とする)		+6 (+10)	※2 ※3		
4 ひとり親家庭又は交野市でひとり親家庭相当(保育の事由が「求職」を除く)	+5				
5 入所保留後、当該児童が1か月以上月極(月64時間以上)で認可外保育施設(届出施設に限る)に通園している場合(内定時も認可外保育施設に通園していること)	+1			●	
6 下の子の育児休業により退園(※)し、育児休業終了後に再度入園する場合(同時に入所を希望するきょうだいも含む) ※産前に退園した場合及び一度保育継続した後に退園した場合は除く	+7		※2 ※4		
7 育児休業を終了し復職する場合	+3		※2 ※5		
8 生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)(保育の事由が「求職」を除く)	+3				
9 未就学の障がい児童がいる世帯(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている、又は医師の診断書を有している場合)	+3			●	
10 2・3号認定できようだいが入所している施設(※)を希望する場合 ※4月2次選考においては4月1次選考できようだいが内定した施設を含む	+4	+4			
11 交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合	+3		※6 ※7	●	
12 交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない多胎児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合	+1		※6	●	
13 保護者が疾病または障がいを有している場合(当該保護者の保育事由は「就労」に限る)	+3		※8	●	
14 同居親族の介護・看護をしている場合(当該保護者の保育事由は「就労」に限る)	+3		※8	●	
15 入所希望日の前月に転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に入所しており(2・3号認定に限る)、かつ、入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合	+2		※2	●	
16 内定辞退をした場合(辞退をした年度内に限る)	-5	-5			
17 正当な理由がなく保育料を3か月以上滞納している世帯	-10	-10			
18 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	-200			●	
19 交野市内で入所中の認定こども園・保育所・小規模保育施設が移転等を予定しており、継続して当該園への通園が困難な場合(移転等予定の当年度においては+10点、前年度においては+5点とする)		+10 (+5)	※2 ※9		

※1 転園時は、小規模保育施設卒園時のみ調整点を加算する。

※2 希望日に入所できない場合は継続して調整点を加算する。ただし、希望日を変更した場合は調整点の加算は行わない。

※3 引続き広域入所を希望する等、市内の園より市外の園の希望順位が上位の場合は調整点の加算は行わない。

※4 同時に入所を希望するきょうだいにも加算し、入所後も1人以上入所できていない場合は、継続して調整点を加算する。ただし、希望日を変更した場合、上の子が卒園又は申請を取下げた場合は調整点の加算は行わない。

※5 入所希望日前日時点で育児休業中であり入所月の翌月1日までに復職できる、または出産が理由で退職し、入所月の翌月1日までに再雇用される場合のみ調整点を加算する。

※6 入所後も1人以上入所できていない場合は、継続して調整点を加算する。ただし、希望日を変更した場合は調整点の加算は行わない。

※7 障がい等の理由により同時に入所選考にかかることができない場合は、1人であっても調整点を加算する。

※8 当該保護者の保育事由の点数及び当該調整点を合計した点数は、当該保護者の保育事由が「外勤・自営業(居宅外)」の場合は20点、「自営業(居宅内)・内職」の場合は16点を上限とする。

※9 市が移転等予定を公表した月の月末を締め切りとする入所選考以降の選考で入所したものは、調整点の加算は行わない。また、小規模保育施設等卒園時の調整点との重複加算は行わない。

## 3. 同点の場合の優先順位

「基準点+調整点」で同点の場合は、下表の優先順位(優先度合は1が最も高く8が最も低い)で選考基準を決定する。

1	保育施設(認可外保育施設を除く)に在園していない場合
2	ひとり親家庭の場合
3	障がい児(者)のいる世帯
4	希望する園の数が多いもの
5	希望する園の希望順位が高いもの
6	利用を希望する日からの経過期間が長いもの
7	祖父母と別居の世帯(同居の祖父母全員に保育事由がある場合は別居扱いとする【P4参照】)
8	保護者の総所得金額等の合計額が低い世帯(金額が確認できない場合、総所得金額等は最高額とみなす【P4参照】)